

今後の法面对策のあり方に関する提言

1. 今後のハード対策について

- 健全度Ⅳと評価した箇所については、速やかに対策を講じる必要がある
- 健全度Ⅲと評価した箇所については、緊急輸送道路や被災時に影響の大きい路線の整備を優先的に進める必要がある
- 斜面上部の土石流や落石発生源となる恐れのある箇所については、現地での安定度調査を実施し、緊急輸送道路や被災時に影響の大きい路線において、被害軽減対策を基本として整備を進め、安全度の底上げを図る必要がある
- 整備までに時間を要する箇所については、点検・監視体制を充実させるなど、適切な対応を行う必要がある

2. 適切なソフト対策の実施について

- 落石・法面崩壊の恐れのある箇所については、新技術の活用などにより点検、監視を多頻度化、高度化するなど、検討会で得られた知見を踏まえ危険度に応じた点検・監視体制を確立させ、体系化する必要がある
- 走行注意区間や事前通行規制区間などの既存ソフト施策について、引き続き検討会で得られた知見を基に検証し、平成30年7月豪雨なども踏まえ必要に応じて見直しを図る必要がある
- 検討会で得られた知見を他の道路管理者と情報共有し今後の法面对策において連携を図る必要があるとともに、広く県民や道路利用者に周知するなどし、安全意識の啓発を図る必要がある

令和元年12月2日
「今後の法面对策のあり方検討会」